

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県立美術館
契約締結年月日	令和8年6月22日
契約者名	山中絵画修復工房
契約名	作品修復作業委託契約
契約金額 (税込み)	3,043,150 円
随意契約理由	<p>本業務は、当館が所蔵する日本画の修復を行うものであり、作品の価値及びオリジナリティを損なうことなく、科学的知見と高度な技術に基づき実施することが求められる極めて専門性の高い業務である。</p> <p>山中絵画修復工房は、小林古径、片岡珠子、安田鞞彦、東山魁夷、鏑木清方など著名な巨匠の日本画について修復実績を有し、他の国内公立美術館からも多数を受託している。</p> <p>同工房の修復士は、日本画専門の修復業者として日本の第一級作品の修復に従事してきた実績を有しており、作品を長期的に安定させるための下地加工技術として、6種10層の和紙による下張りの処置を施すなど、通常の修復工程と比較して非常に高度かつ丁寧な技術を採用している。このような丹念な下地加工を行う修復工房は限られており、他の工房と比較して技術面において優位性を有している。当館においても多数の所蔵作品を高い技術で修復してきた実績を有している。</p> <p>以上のことから、本業務について他業者を選定する場合、成果の品質及び作品保全の観点から不利となるおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき随意契約とする。また、山梨県財務規則第137条第3項の特別な理由に該当するため、見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用 条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 山梨県財務規則第137条第3項